

# 関係規則及び丸亀市地域防災計画の主要修正事項

## 【目 次】

1 関係規則等	
(1) 災害対策基本法の規定（第 42 条の要旨）	1
(2) 丸亀市防災会議条例	2
(3) 丸亀市防災会議委員名簿	3
2 主要修正事項	4
(1) 主要修正事項一覧表	4
(2) 主要修正事項の説明	5
① 地震・津波防災対策目標の修正	5
② 地震・津波被害想定等の修正	6
③ 応援職員等の受援体制の整備に関する具体化	11
④ 物資の備蓄及び新物資システム（B-PLo）の活用	12
⑤ 平時からのボランティア団体との連携体制の強化	13
⑥ 指定避難所の開設・運営の充実等	14
⑦ 後発地震に備えた事前避難を検討する対象地域の修正	15
⑧ 地区防災計画の追加	16
⑨ 締結協定・覚書の修正	17
⑩ 洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の修正	18
⑪ 指定避難所等の修正	20
⑫ 災害用物資の備蓄状況の修正	21

## 1 関係規則等

### (1) 災害対策基本法の規定（第42条の要旨）

#### (市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関し、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）並びに災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

※関係行政機関、指定(地方)公共機関等に、資料提供、情報、意見等の協力を求めることができる。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

## (2) 丸亀市防災会議条例

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 178 号

改正 平成 24 年 9 月 24 日条例第 32 号 平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、丸亀市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 丸亀市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 香川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部(公室を含む。)内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項各号の委員の総数は、35 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 24 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## (3) 丸亀市防災会議委員名簿

(令和8年3月19日現在 29名)

区 分	職 名	氏 名
会長	丸亀市長	松永 恭二
指定地方行政機関	四国地方整備局香川河川国道事務所長	多田 貴幸
陸上自衛隊	第14旅団第15即応機動連隊長	柿内 慎治
香川県知事部門	香川県危機管理総局危機管理課長	来田 真
	香川県中讃土木事務所長	佐治 康弘
	香川県中讃土地改良事務所長	木村 英生
	香川県中讃保健福祉事務所長	藤井 祥子
香川県警察	丸亀警察署長	馬場 宏司
市長部門	副市長	窪田 徹也
	モーターボート競走事業管理者	大林 諭
	市長公室長	栗山 佳子
	市長公室秘書課副課長	森本 敬子
	総務部人権課男女共同参画室長	満尾 晶子
	健康福祉部子育て支援課長	窪田 美由紀
	協働推進部地域づくり課副課長	東 潤
	都市整備部都市計画課主任	真鍋 麻子
	産業生活部生活環境課副課長	合田 桂子
	ボートレース事業局経営課副課長	日下 恵理
	教育委員会教育部総務課長	土井 節子
	議会事務局担当長	長谷部弥栄子
教育長	丸亀市教育委員会教育長	末澤 康彦
消防長及び消防団長	丸亀市消防長	宮脇 淳
	丸亀市消防団長	小阪 正裕
指定公共機関	N T T西日本株式会社香川支店長	木田 愛希子
	四国電力送配電株式会社香川支社坂出事業所長	片山 敦司
指定地方公共機関	四国ガス株式会社丸亀支店長	古岩 聖史
	琴参バス株式会社代表取締役社長	佐藤 邦明
自主防災組織の構成者及び学識経験者	丸亀市自主防災会等連絡協議会会長	岩崎 正朔
	丸亀市女性防火クラブ会長	松野 幸子

## 2 主要修正事項

### (1) 主要修正事項一覧表

区 分	修正事項	説明資料	新旧対照表の頁		
			一般 対策編	震災 対策編	資料編
県 地 域 防 災 計 画 の 修 正 に 伴 う 修 正	指定地方行政機関の追加		1	27	
	地震・津波防災対策目標の修正	①			64～69
	地震・津波被害想定等の修正	②		28～34	
	被害状況等情報収集伝達系統図の修正				70
	津波警報等の伝達系統図の修正				71
	南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における 防災対応方針の改訂による整理			35～39	
	南紀トラフ地震臨時情報発表時における事業者・県・ 市の防災対策の修正			40～43	
	要支援者利用施設の避難誘導の整備に関する修正		2		
	林野火災に関する防災意識の啓発、警戒の強化		5		
	応援職員等の受援体制の整備に関する具体化	④	7	45	
	広域的医療体制の整備に関する具体化		8	46	
	指定避難所の指定・整備等に関する記述項目の整理		9, 10	48, 49	
	物資の備蓄に関する具体化	⑤	10～12	49, 50	
	平時からのボランティア団体との連携体制の強化	⑥	13	51	
	在留外国人の増加を踏まえた要配慮者対策の強化		14, 15		
	災害教訓の伝承要領に関する具体化		15	53	
	地域コミュニティの防災体制の充実		16	54	
	市の県・指定地方行政機関等への応援要請等		17	55	
	指定避難所の開設・運営の充実等	⑦	19, 20	57, 58	
	食料調達時における新物資システム(B-PLo)の活用		20	58	
	給水活動の計画策定及び給水に関する具体化		21	59	
	生活必需品等の調達時における新物資システム(B- PLo)の活用		21	60	
	廃棄物処理に関する浄化槽の応急対策等		22	60	
ボランティアに係る香川県災害中間支援組織の活動		22, 23	60～62		
林野火災における県の航空による応急対策の具体化		25			
遅滞ない被災証明・罹災証明の交付のための平時の取 り組み等		26	63		
市 と し て の 独 自 修 正	後発地震に備えた事前避難を検討する対象地域の修 正	③		37	
	地区防災計画の追加	⑧			72
	協定、覚書等一覧の修正	⑨			72
	丸亀市防災会議委員の一部変更				73
	洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一 覧の修正	⑩			74, 75
	土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設一覧 の修正	⑩			76
	市防災行政無線等の修正				76～87
	指定避難所及び指定緊急避難場所の修正	⑪			92
	災害用物資の備蓄状況の修正	⑫			93, 94

(2) 主要修正事項の説明

① 地震・津波防災対策目標の修正

令和6年能登半島地震に係る検証、関連法令の改正等を踏まえた「防災基本計画」の修正（令和7年7月）及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）」の変更（令和7年7月）、並びに、令和7年7月と9月に県が公表した新たな「香川県地震・津波被害想定」を踏まえ、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震による物的・人的被害をゼロにするための具体目標等（数値目標又は定性目標）について修正した。

○ 主要な修正項目

項 目		現市地域防災計画	市地域防災計画の修正
南海トラフ地震の発生確率 (今後30年以内)		80%程度 (令和7年1月1日現在)	60～90%程度以上 (令和8年1月1日現在)
大規模地震による人的・物的被害 軽減の目標		令和7年度までにゼロに近づける	令和12年度までにゼロに近づける
住宅の耐震化率		令和7年度までに91% (平成30年度82%)	令和12年度までに92% (令和5年度86%)
ライフライン	水道施設(基幹的な水道管)の耐震化率	令和7年度までに33% (平成2年度23.9%)	令和9年度までに36.3% (令和5年度25.6%)
	下水道施設の耐震化完了率		令和11年度までに94.7% (令和5年度90.6%)
公共施設	緊急輸送道路	橋梁の耐震補強率 令和7年度末までに100%	当該道路沿いの建築物等の耐震化や無電柱化を促進
	防災拠点となる公共施設等の耐震化率		令和12年度までに100% (令和6年97.5%)
土砂災害等	土砂災害警戒区域(土石流)の砂防施設の整備率	令和7年度までに24.5% (令和5年度末24.2%)	令和12年度までに25.3% (令和6年度末24.6%)
	急傾斜地崩壊防止施設の整備率	令和7年度までに29.9% (令和5年度末29.7%)	令和12年度までに30.0% (令和6年度末29.7%)
	ため池の防災対策	全面改修 令和7年度までに3,651箇所 (令和5年度末3,583箇所)	防災重点農業用ため池整備 令和12年度までに377箇所 (令和6年度末44箇所)
	盛土等		既存盛土等基礎調査の実施
火災対策			通電火災対策(感震ブレーカーの普及啓発)、消防団員の加入促進、緊急消防援助隊の機能充実
地震・津波に強い地域づくり	「香川県防災アプリ」のダウンロード件数等	令和7年度までに100,000件 (令和5年度末71,891件)	令和12年度までに150,000件 (令和6年度末83,255件)
	自主防災組織の活動カバー率	令和7年度までに100% (令和5年4月1日現在97.2%)	令和8年度までに100% (令和7年4月1日現在97.4%)
	防災士数	令和7年度までに4,250人 (令和6年9月現在3,946人)	令和12年度までに6,100人 (令和7年11月現在4,531人)
その他			・避難所等の生活環境の整備 ・備蓄物資の充実 ・物資の情報管理体制の整備

② 地震・津波被害想定等の修正

令和7年7月及び9月に公表した「香川県地震・津波被害想定」の見直しを踏まえ、丸亀市の被害想定を修正した。併せて、南海トラフの発生頻度の高い地震(L1※)の被害想定を追加した。

※ 南海トラフ地震の最大クラスをL2、発生頻度の高いものをL1

○ 見直しのポイント

- ・ 詳細化した地盤データや潮位データの最新の観測結果を推計に反映
- ・ 東日本大震災等近年国内で発生した地震からの課題や教訓を踏まえた被害量を推計
- ・ 時間差において発生する地震や、直下型地震による津波について新たに考察
- ・ 前回公表（平成26年）からの防災・減災対策の成果を被害想定に反映

○ 想定的前提

項目		現市地域防災計画	市地域防災計画の修正
前提とした被害想定		「香川県地震・津波被害想定(第一次公表)平成25年3月・(第二次公表)平成25年8月」	「香川県地震・津波被害想定(第一次公表)令和7年7月・(第二次公表)令和7年9月」
丸亀市の状況	建物総数	48,604棟(平成23年3月香川県)	53,464棟(令和6年1月1日現在)
	総人口	110,484人(平成25年9月1日現在)	109,513人(令和2年10月1日現在)
	世帯数	42,020世帯(平成22年9月1日現在)	45,617世帯(令和3年10月1日現在)

1 南海トラフの最大クラスの地震(L2※)の被害想定

項目		現市地域防災計画	市地域防災計画の修正
建物被害 (全壊棟数) (冬18時)		<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れ : 1,400</li> <li>液状化 : 100</li> <li>津波 : 140</li> <li>急傾斜地崩壊 : 10</li> <li>地震火災 : *</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れ : 1,700</li> <li>液状化 : 430</li> <li>津波 : 260</li> <li>急傾斜地崩壊 : *</li> <li>地震火災 : 70</li> </ul>
	計	1,700	2,500
人的被害 (冬5時)	死者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物崩壊 : 90 (うち屋内落下物 : 10)</li> <li>津波 : 1,000</li> <li>急傾斜地崩壊 : *</li> <li>火災 : *</li> <li>ブロック塀等 : *</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物崩壊 : 100 (うち屋内落下物 : *)</li> <li>津波 : 180</li> <li>急傾斜地崩壊 : 0</li> <li>火災 : *</li> <li>ブロック塀等 : *</li> <li>災害関連死 : 90~180</li> </ul>
	計	1,100	最大460
	負傷者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物崩壊 : 1,300 (うち屋内落下物 : 190)</li> <li>津波 : 820</li> <li>急傾斜地崩壊 : *</li> <li>火災 : *</li> <li>ブロック塀等 : *</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物崩壊 : 1,500 (うち屋内落下物 : 150)</li> <li>津波 : 120</li> <li>急傾斜地崩壊 : *</li> <li>火災 : *</li> <li>ブロック塀等 : *</li> </ul>
	計	2,100	1,600
ライフライン被害	上水道	断水人口 : 69,000人、断水率 : 63%	断水人口 : 92,000人、断水率 : 83%
	下水道	支障人口 : 16,000人、支障率 : 27%	支障人口 : 14,000人、支障率 : 29%
	電力	停電軒数 : 57,000軒、停電率 : 99%	停電軒数 : 60,000軒、停電率 : 99%
	通信	不通回線数 : 19,000回線、不通率 : 83% 停波基地局率 : 73%	不通回線数 : 29,000回線、不通率 : 99% 携帯通信停波基地局率 : 73%
	都市ガス	停止 : 8,200戸、停止率 : 65%	停止 : 11,000戸、停止率 : 100%
	交通施設被害	道路(緊急輸送)被害箇所 : 60箇所 鉄道 : 20箇所、港湾 : 30箇所	道路(緊急輸送)被害数 : * 鉄道 : 20箇所、港湾 : 30箇所
	避難者	避難所 : 11,000人、避難所外 : 7,300人	避難所 : 15,000人、避難所外 : 8,500人 (当日・1日後)
	災害廃棄物	災害廃棄物 : 126,000ト 津波堆積物 : 228,000~365,000ト	災害廃棄物 : 292,000ト 津波堆積物 : 165,000ト 仮置き場の必要面積 : 30ha
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベータの停止 : 160棟</li> <li>危険物</li> <li>火災 : *、流出 : *、破壊等 : 10ヶ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベータの停止 : 50棟</li> <li>危険物</li> <li>火災 : 0、流出 : *、破壊等 : *</li> </ul>

凡例 \* : わずかながら被害(10未満)がある。

2 南海トラフの発生頻度の高い地震(L1※)の被害想定

項 目		現市地域防災計画	市地域防災計画の修正
建物被害 (全壊棟数) (冬 18 時)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れ : 0</li> <li>・液状化 : 90</li> <li>・津波 : *</li> <li>・急傾斜地崩壊 : 0</li> <li>・地震火災 : 0</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 90</p>
人的被害 (冬 5 時)	死者数		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : 0</li> <li>(うち屋内落下物 : *)</li> <li>・津波 : 0</li> <li>・急傾斜地崩壊 : 0</li> <li>・火災 : 0</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> <li>・災害関連死 : *</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 *</p>
	負傷者数		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : 40</li> <li>(うち屋内落下物 : 30)</li> <li>・津波 : *</li> <li>・急傾斜地崩壊 : 0</li> <li>・火災 : 0</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 40</p>
ライフライン被害	上水道	記載なし	断水人口 : 6,900 人、断水率 : 6%
	下水道		支障人口 : 1,800 人、支障率 : 4%
	電力		停電軒数 : 170 軒、停電率 : 0%
	通信		不通回線数 : 80 回線 不通率 : 0% 携帯通信停波基地局率 : 0%
	都市ガス		供給停止戸数 : * 供給停止率 : 0%
	交通施設被害		道路(緊急輸送)被害数 : * 鉄道被害数 : 10 港湾被害数 : 0
	避難者		避難所 : 400 人 避難所外 : 240 人 (当日・1日後)
	災害廃棄物		災害廃棄物 : 4,000 トン 津波堆積物 : 16,000 トン 仮置き場の必要面積 : *
	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベータの停止 : *</li> <li>・危険物</li> </ul> 火災 : 0、流出 : 0、破壊等 : 0

凡例 \* : わずかながら被害 (10 未満) がある。

※ : 南海トラフ地震の最大クラスを L2、発生頻度の高いものを L1

3 中央構造線断層帯で発生する地震の被害想定

項目		現市地域防災計画	市地域防災計画の修正
建物被害 (全壊棟数) (冬 18 時)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れ : 920</li> <li>・液状化 : 100</li> <li>・急傾斜地崩壊 : *</li> <li>・地震火災 : *</li> </ul> 計 1,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れ : 1,900</li> <li>・液状化 : 200</li> <li>・急傾斜地崩壊 : *</li> <li>・地震火災 : 90</li> </ul> 計 2,200
人的被害 (冬 5 時)	死者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : 60 (うち屋内落下物 : 10)</li> <li>・急傾斜地崩壊 : *</li> <li>・火災 : *</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> </ul> 計 60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : 110 (うち屋内落下物 : *)</li> <li>・急傾斜地崩壊 : 0</li> <li>・火災 : *</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> <li>・災害関連死 : 60~120</li> </ul> 計 最大 230
	負傷者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : 1,000 (屋内落下物 : 180)</li> <li>・急傾斜地崩壊 : *</li> <li>・火災 : *</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> </ul> 計 1,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : 1,500 (屋内落下物 : 160)</li> <li>・急傾斜地崩壊 : 0</li> <li>・火災 : *</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> </ul> 計 1,500
ライフライン被害	上水道	断水人口 : 60,000 人、断水率 : 54%	断水人口 : 88,000 人、断水率 : 79%
	下水道	支障人口 : 2,800 人、支障率 : 5%	支障人口 : 5,400 人、支障率 : 11%
	電力	停電軒数 : 55,000 軒、停電率 : 95%	停電軒数 : 59,000 軒、停電率 : 97%
	通信	不通回線数 : 21,000 回線 不通率 : 91% 停波基地局率 : 82%	不通回線数 : 29,000 回線 不通率 : 97% 携帯通信停波基地局率 : 97%
	都市ガス	供給停止戸数 : 11,000 戸 供給停止率 : 87%	供給停止戸数 : 9000 戸 供給停止率 : 85%
	交通施設被害	道路(緊急輸送)被害箇所 : 50 鉄道被害箇所 : 20 港湾被害箇所 : *	道路(緊急輸送)被害数 : * 鉄道被害数 : 30 港湾被害数 : 20
	避難者	避難所 : 1,400 人 避難所外 : 910 人	避難所 : 5,100 人 避難所外 : 3,400 人 (当日・1日後)
	災害廃棄物	災害廃棄物 : 28,000 トン	災害廃棄物 : 292,000 トン 仮置き場の必要面積 : 10ha
その他	・エレベータの停止 : 160 棟	・エレベータの停止 : 50 棟 ・危険物 火災 : 0、流出 : *、破壊等 : *	

凡例 \* : わずかながら被害 (10 未満) がある。

4 長尾断層帯で発生する地震の被害想定

項目		現市地域防災計画	市地域防災計画の修正
建物被害 (全壊棟数) (冬 18 時)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れ : *</li> <li>・液状化 : 30</li> <li>・急傾斜地崩壊 : *</li> <li>・地震火災 : *</li> </ul> 計 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れ : 30</li> <li>・液状化 : 60</li> <li>・急傾斜地崩壊 : 0</li> <li>・地震火災 : 0</li> </ul> 計 90
人的被害 (冬 5 時)	死者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : *</li> <li>(うち屋内落下物 : *)</li> <li>・急傾斜地崩壊 : *</li> <li>・火災 : *</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> </ul> 計 *	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : *</li> <li>(うち屋内落下物 : *)</li> <li>・急傾斜地崩壊 : 0</li> <li>・火災 : 0</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> <li>・災害関連死 : *</li> </ul> 計 *
	負傷者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : 30</li> <li>(うち屋内落下物 : *)</li> <li>・急傾斜地崩壊 : *</li> <li>・火災 : *</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> </ul> 計 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物崩壊 : 150</li> <li>(うち屋内落下物 : 40)</li> <li>・急傾斜地崩壊 : 0</li> <li>・火災 : 0</li> <li>・ブロック塀等 : *</li> </ul> 計 150
ライフライン被害	上水道	断水人口 : 6,300 人、断水率 : 6%	断水人口 : 27,000 人、断水率 : 24%
	下水道	支障人口 : 990 人、支障率 : 2%	支障人口 : 2,100 人、支障率 : 4%
	電力	停電軒数 : 360 軒、停電率 : 1%	停電軒数 : 15,000 軒、停電率 : 25%
	通信	不通回線数 : 80 回線 不通率 : 0% 停波基地局率 : 2%	不通回線数 : 7,400 回線 不通率 : 25% 携帯通信停波基地局率 : 25%
	都市ガス	供給停止戸数 : 80 戸 供給停止率 : 1%	供給停止戸数 : 0 戸 供給停止率 : 0%
	交通施設被害	道路(緊急輸送)被害箇所 : 30 鉄道被害箇所 : 10 港湾被害箇所 : *	道路(緊急輸送)被害数 : * 鉄道被害数 : 20 港湾被害数 : *
	避難者	避難所 : 30 人 避難所外 : 20 人	避難所 : 470 人 避難所外 : 310 人 (当日・1日後)
	災害廃棄物	災害廃棄物 : 200 トン	災害廃棄物 : 16,000 トン 仮置き場の必要面積 : *
その他	・エレベータの停止 : 150 棟	・エレベータの停止 : 20 棟 ・危険物 火災 : 0、流出 : 0、破壊等 : *	

凡例 \* : わずかながら被害 (10 未満) がある。

5 南海トラフの最大クラスの地震(L2※)による津波被害

【丸亀市の主要な港等の最高津波水位】

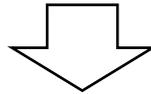
項 目		現市地域防災計画	市地域防災計画の修正
丸亀市（満潮位・地盤沈降考慮）			3.1 (m)
丸亀港	朔望平均満潮位	1.7 (m)	1.8 (m)
	地盤沈降量	0.5 (m)	0.4 (m)
	最高津波波高	0.7 (m)	0.7 (m)
	最高津波水位	2.9 (m)	2.9 (m)
本島港	朔望平均満潮位	1.6 (m)	1.6 (m)
	地盤沈降量	0.4 (m)	0.3 (m)
	最高津波波高	0.8 (m)	0.8 (m)
	最高津波水位	2.7 (m)	2.7 (m)
茂浦港	朔望平均満潮位	1.8 (m)	1.8 (m)
	地盤沈降量	0.3 (m)	0.4 (m)
	最高津波波高	0.5 (m)	0.6 (m)
	最高津波水位	2.6 (m)	2.8 (m)
江ノ浦港	朔望平均満潮位	1.8 (m)	1.8 (m)
	地盤沈降量	0.4 (m)	0.3 (m)
	最高津波波高	0.6 (m)	0.7 (m)
	最高津波水位	2.7 (m)	2.9 (m)

凡例 ※：南海トラフ地震の最大クラスを L2、発生頻度の高いものを L1

③ 応援職員等の受援体制の整備に関する具体化

「県地域防災計画」の修正に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員の受入体制の整備、並びに自ら派遣する応援職員の準備について平素から努めることを記載した。

<p>県地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※地震対策編、津波対策編も同様</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第20節 防災業務体制整備計画</p> <p>1 職員の体制（略）</p> <p>2 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>(10) 県及び市町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</p> <p>(11)～(14)（略）</p>
-------------------	---

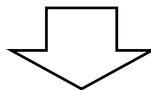


<p>市地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※震災対策編も同様</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第20節 防災業務体制整備計画</p> <p>1 職員の体制（略）</p> <p>2 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 市及び県は、市長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県との要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(4) 県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>(5) 県及び市町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</p>
-------------------	---

④ 物資の備蓄及び新物資システム（B-PLo）の活用

「県地域防災計画」の修正に基づき、携帯・簡易トイレ、食料、飲料水、簡易ベット、パーティション等生活物資の備蓄及び衛生促進のための入浴・洗濯設備の準備について具体的に記載するとともに、災害時に迅速に物資調達及び輸送調整に必要な情報の伝達が実施できるよう、新物資システム（B-PLo）の活用及び平時からの研修・訓練に努めることを記載した。

<p>県地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※地震対策編、津波対策編も同様                  第2章 災害予防計画                  第24節 食料、飲料水及び生活物資確保計画                  1 物資の備蓄                  (1) 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。                  (2) 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。                  (3) 県及び市町は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、災害時に迅速に物資調達、輸送調整に必要な情報の伝達が行えるよう、新物資システム（B-PLo）の研修や訓練の実施に努めるものとする。</p>
-------------------	---

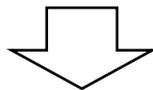


<p>市地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※震災対策編も同様                  第2章 災害予防計画                  第24節 食料、飲料水及び生活物資確保計画                  1 物資の備蓄                  県計画に準じて、上記内容を新規に記載                  2 食料等の確保（略）                  3 飲料水の確保（略）                  4 生活物資の確保（略）</p>
-------------------	---

⑤ 平時からのボランティア団体との連携体制の強化

「県地域防災計画」の修正に基づき、ボランティア団体と平時から連携体制の強化に努めることを記載した。

<p>県地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※地震対策編、津波対策編も同様                  第2章 災害予防計画                  第26節 ボランティア活動環境整備計画                  1 連携体制の強化                  1 連携体制の強化                  (1) 県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。また、国のデータベースに登録された被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。                  (2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域においてNPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う香川県災害中間支援組織及び香川県災害ボランティア支援センターを設置・運営する者（県社会福祉協議会等）と平時から相互に協力し、その機能強化に努める。                  (3) (略)                  (4) 県は、平時から全国域において活動を行う災害中間支援組織である指定公共機関〔特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）〕と連携し、情報共有や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図るものとする。                  2 ボランティア活動の啓発等                  (1) 県及び市町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。                  (2) 県及び市町は、関係団体との連携により、災害時のボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練の制度、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。                  (3) (略)</p>
-------------------	--

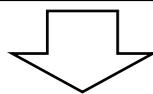


<p>市地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※震災対策編も同様                  第2章 災害予防計画                  第26節 ボランティア活動環境整備計画                  県計画に準じて、上記内容を記載</p>
-------------------	---

⑥ 指定避難所の開設・運営の充実等

「県地域防災計画」の修正に基づき、指定避難所の開設・運営について、プライバシーの確保、栄養バランスのとれた適温の食事の提供、衛生的なトイレ環境の維持及び男女双方への視点への配慮等、より良好な生活環境の確保に努めることを記載した。

<p>県地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】 ※地震対策編、津波対策編も同様          第3章 災害応急対策計画          第13節 避難計画          6 指定避難所の開設          市町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。          また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員、避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID等を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</p> <p>7 指定避難所の運営          (5) 避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努め、快適なトイレの設置に配慮するとともに、発災直後からの衛生的なトイレ環境の維持に努めるものとする。また、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。以下、略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 市町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方への視点に配慮やこども・若年の居場所の確保に努めるものとする。          特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若年のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。          また、市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。</p> <p>10 広域一時避難          (1)～(3) 略          (4) 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p>
-------------------	--



<p>市地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】 ※震災対策編も同様          第3章 災害応急対策計画          第13節 避難計画          県計画に準じて、上記内容を記載</p>
-------------------	--

⑦ 後発地震に備えた事前避難を検討する対象地域の修正

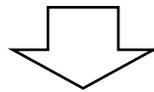
地盤データや潮位データの最新の観測結果を反映した「香川県地震・津波被害想定」の見直しに伴い、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の後発地震に備えた事前避難を検討する対象地域（当該地域に居住する要配慮者を対象）を修正した。

現市地域防災計画

【震災対策編】第1章総則 第5節南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応  
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の後発地震に備えた事前避難  
ア 避難検討対象地域

津波に限らず、水深が30cm以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深30cm到達時間予測図において、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域を避難検討対象地域とする。

避難検討対象地域
中津町の一部
前塩屋町1丁目の一部
土器町東8丁目の一部
土居町3丁目の一部
塩屋町1丁目の一部
塩屋町3丁目の一部
天満町1丁目の一部
新浜町1丁目の一部
新浜町2丁目の一部
津森町の一部
西平山町の一部



市地域防災計画の修正

【震災対策編】第1章総則 第5節南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応  
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の後発地震に備えた事前避難  
ア 事前避難を検討する対象地域

「香川県地震・津波被害想定」では、津波による30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域はないものの、地震発生直後に、河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により、30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域が存在する。津波に限らず、30cm以上の浸水で、人が歩いて避難することが困難となることから、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域を事前避難を検討する対象地域とする。

事前避難を検討する対象地域
中津町の一部
前塩屋町1丁目の一部
土器町東8丁目の一部
土居町2丁目の一部
塩屋町1丁目の一部
塩屋町3丁目の一部
天満町1丁目の一部
新浜町1丁目の一部
幸町2丁目の一部
津森町の一部
西平山町の一部
福島町の一部

⑧ 地区防災計画の追加

コミュニティ・自主防災会により新規作成された地区防災計画を追加した。

	地区名	計画名	作成組織	作成日 (最新の改訂日)
作成 済み	川西地区	川西地区防災計画	川西地区自主防災会	令和2年3月30日
	城北地区	城北地区防災計画	城北地区自主防災会	令和4年3月22日
	城西地区	城西地区防災計画	天守閣のある町城西 (城西地区自主防災会)	令和4年3月22日
	土器地区	土器地区防災計画	住みたくなるまち土器 (住みたくなるまち土器自主 防災会)	令和4年3月22日
	飯山南地区	飯山南地区防災計画	飯山南コミュニティ協議会	令和4年3月22日
	城南地区	城南地区防災計画	ふれ愛の町みなみ (城南地区自主防災会)	令和5年3月22日
	栗熊地区	栗熊地区防災計画	栗熊地区自主防災会	令和5年3月22日
	岡田地区	岡田地区防災計画	岡田地区自主防災会	令和5年3月22日
	飯山北地区	飯山北地区防災計画	飯山北地区コミュニティ推進 協議会	令和5年3月22日
	本島地区	本島地区防災計画	本島地区地域づくり推進協議 会	令和6年3月21日
	城乾地区	城乾地区防災計画	港、ふれあいのまち城乾	令和6年3月21日
	富熊地区	富熊地区防災計画	富熊地区自主防災会	令和6年3月21日
	垂水地区	垂水地区防災計画	垂水やすらぎの会自主防災会	令和7年3月19日
	広島地区	広島地区防災計画	ふれ愛の町ひろしまをつくる 会自主防災会	令和7年3月19日
新規 作成	城坤地区	城坤地区防災計画	ふれあい城坤自主防災会	令和8年3月
	飯野地区	飯野地区防災計画	飯野地区地域づくり推進協議 会	令和8年3月
計	16/17 地区			

【参考】地区防災計画の審議手続

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、防災会議の承認を得て丸亀市地域防災計画に位置付けられる。

① 地区から地区防災計画(案)の提出



② 「丸亀市地区防災計画の規定手続に関する要綱」に基づく市役所内の審議



③ 「災害対策基本法」に基づく防災会議での審議

⑨ 締結協定・覚書の修正

新規に締結した協定・覚書を追加又は削除した。

○ 全文は、本計画とは別に協定・覚書の簿冊を編綴して、危機管理課にて管理

区 分	協定、覚書等	締結日	担当課	
災害時における 応急措置等 に関する協定	佐川急便との災害時に おける支援物資の受入及 び配送等に関する協定	令和 7 年 5 月 22 日	危機管理課	・ 支援物資の受入・ 配送について協定 を新規締結
	一般廃棄物収集運搬の 災害時における応急措置 に関する協定	平成 31 年 4 月 1 日	クリーン課	・ 協定期間終了につ き削除
	丸亀市環境サービス協 同組合との協定	平成 31 年 4 月 1 日	クリーン課	
	協同組合オリーブエコ サービスとの協定	令和 3 年 3 月 16 日	クリーン課	
災害時におけ る救援物資等 の提供に関す る協定	株式会社スズキ自販香 川及びスズキ株式会社と の災害時における車両貸 与等に関する応援協定	令和 7 年 11 月 20 日	危機管理課	・ 軽商用車及び電気 自動車の無償貸与 について協定を新 規締結
災害時におけ る避難者支援 に関する協定	株式会社ヘリオス松山 との災害時等における応 急対策活動協力に関する 協定	令和 7 年 6 月 30 日	危機管理課	・ 駐車場の一部を車 中泊避難者に対す る一時避難場所等 としての使用、並 びに食料、飲料水 等の提供について 協定を新規締結

⑩ 洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の修正

下記の施設を追加又は削除した。

※ 該当施設は、① 避難確保計画の作成と市への報告、② 避難訓練の実施 が義務となる。

○ 洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の追加・削除

施設区分	施設名	住所	想定最大規模降雨時の浸水				高潮	
			土器川	金倉川	大東川	綾川		
養護老人ホーム	くおん	中府町 4-13-28	○	○			○	
有料老人ホーム	介護付き有料老人ホーム	今津町 19-1		○				追加
	京極の里	田村町 1286-1		○				
	有料老人ホームまでしこまるがめ	田村町 1342		○				
	住宅型有料老人ホームよもぎ	飯山町下法軍寺 536-1	○		○	○		
サービス付き高齢者向け住宅	みやび	今津町 19-1		○				
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム丸亀	川西町南 829	○					← 廃止
看護小規模多機能型居宅介護事務所	らな	中府町 4-13-28	○	○			○	追加
	セントケア看護小規模丸亀	今津町 342-1		○			○	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンターだん	川西町北 1222-3	○					← 休止
	カピリ本舗び〜ちデイ	通町 37	○				○	← 廃止
	セントケア丸亀デイサービス	今津町 342-1		○			○	追加
	デイサービスセンターだん垂水	垂水町 2897-1	○					
	水の恵りアデセンター	垂水町 19-2	○					
	デイサービスセンターよもぎ	飯山町下法軍寺 536-1	○		○	○		
	フィットネスデイサービスファンデイズ・丸亀	川西町南 1558	○					追加
	デイサービス音色	川西町北 828-1	○					
障害者グループホーム、ケアホーム	GHノランA～C棟	今津町 739-4		○			○	← 市外移転
	ふじみファーストホーム	飯山町下法軍寺 683-1	○		○	○		追加
	共同生活援助クラブ	土器町西 5-656	○					
	共同生活援助クラブ第2	西平山町 17-1	○				○	
	ソーシャルインクルーホーム丸亀原田町	原田町 2226-1		○				
	共同生活援助クラブ第3	土居町 1-2-10	○				○	

施設区分	施設名	住所	想定最大規模降雨時の浸水				高潮	
			土器川	金倉川	大東川	綾川		
障害者グループホーム、ケアホーム	共同生活援助グループ 第4	土居町 1-2-20	○				○	追加
	グループホームみのり	中府町 4-13-26	○	○			○	
	グループホームまるい亀さん 土器東	土器町東 3-480	○				○	
指定障害福祉サービス事業所	ほまれの家丸亀	土器町東 6-197	○			○	○	追加
	一心	土器町東 1-256	○					
	KAMT. DAN	川西町北 1504-1	○					
	ANELLA CAFE 丸亀店	土器町東 8-464	○				○	
	Lantana ワンハート	飯山町西坂元 1207-1	○					
	のうさぎ	土器町西 4-506	○					
障害児通所支援事業所	COMPASS 発達支援センター 丸亀 Link	土器町東 1-578-8	○				○	← 廃止
	なでしこ垂水訪問介護事業所	新田町 233-5		○				← 区域外に移動
	マイミカド	土器町東 8-464	○				○	← 廃止
	児童デイサービス	中府町 4-13-25	○	○			○	追加
	きずかな・こどもの発達支援センター	土器町西 1-1204	○					
	デイサービス ATHENAI	飯野町東二 484	○					
	ハッピースマイル ふじ	綾歌町富熊 640-1				○		
認定こども園	城乾こども園	南条町 34-46		○		○	住所変更	
保育所	ふたば乳児保育園	土器町東 3-146-1	○			○	追加	
地域型保育事務所	チキッズ 飯山保育園	飯山町下法軍寺 1255-1	○					
児童館	丸亀市児童館	土居町 2-13-3	○			○		
診療所	辻松外科内科医院	前塩屋町 1-12-24	○	○		○	追加	

【参考】洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設は、8 施設減少 35 施設増加し計 172 施設

○ 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の追加

施設区分	施設名	住所	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	
指定障害福祉サービス事業所	一心	土器町東 1-256	○	○	← 追加

【参考】土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設は、1 施設増加し、計 14 施設

⑪ 指定避難所等の修正

指定避難所の統合、住所変更又は民営化等により修正した。

No.	地区	指定避難所	施設名	住所	電話	収容人数 (※)	洪水		土砂	高潮	地震	津波	火災	
							計画規模降雨	想定最大規模降雨						
31	土器	○	城東こども園	土器町西4-780	85-3750	196	△	△	○	○	○	○	○	← 城東幼稚園と青ノ山保育所を統合
62	広島	○	広島小中学校	広島江の浦373-3	29-2031	255	○	○	△	△	○	△	○	← 住所変更
74	栗熊	⊖	栗熊保育所	綾歌町栗熊東271	57-1132	152	⊖	×	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	← 民営化により削除
87	飯山北	○	飯山北コミュニティセンター	飯山町川原1112-5	98-6595	145	○	○	○	○	○	○	○	← 建て替え終了(耐震化)

※ 収容人数は、内閣府の算定基準に基づき新たに再計算して設定

【参考】 指定避難所及び指定緊急避難場所は、計 91 施設（昨年度から 2 施設減少）  
 （指定緊急避難場所のみの施設は 2 施設）

⑫ 災害用物資の備蓄状況の修正

避難所等における良好な生活環境を確保するため、トイレ環境の維持、安眠確保及びプライバシー確保のための資機材を追加購入するとともに、消費期限を考慮した食料品・保存水の入れ替えにより、市調達の備蓄物資の品名・数量等を修正した。

(令和8年2月17日現在)

種類	品目	単位	数量
食料・飲料水	アルファ米	食	22,250
	粉ミルク	キログラム	10.77
	液体ミルク	本	96
	(哺乳ビン)	本	240
	保存水	リットル	22,020
生活必需品	毛布	枚	5,689
	アルミマット	枚	2,727
	紙おむつ(大人用)	枚	316
	紙おむつ(子供用)	枚	1,136
	生理用品	枚	7,700
	トイレトペーパー	個	267,750
避難所用資機材	組立トイレ	基	31
	ダンボール簡易トイレ	台	1,021
	男子小便器用簡易トイレ	台	3
	自動ラップ式トイレ	台	75
	携帯トイレ	回分	67,400
	汚物圧縮保管袋	枚	220
	パーソナルテント	張	38
	防水シート	枚	450
	ランタン	個	147
	タオル	枚	450
	弾性ストッキング	枚	600
	200水タンク	個	85
	段ボールベッド	台	46
	ワンタッチ簡易ベッド	台	2,029
	段ボールパーテーション	張	20
	ワンタッチパーテーション	張	1,996
	畜電式非常用発電機	台	84
	水循環型シャワー	台	3
	組立式給水タンク	基	18
感染症対策用品	非接触型体温計	個	91
	マスク	枚	33,000
	アルコール消毒液	リットル	250
	消毒用薬剤	包	3,000

※ 主な保管場所 : 市民総合センター(飯山・綾歌)、市民球場、市立小中学校  
コミュニティセンター等